

監理団体の業務の運営に関する規程

東京経営管理開発事業協同組合

第1 目的

この規程は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について定めるものとする。

第2 求人

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限りに、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しないものとする。

2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接来所し所定の求人票により申込みを行う。

尚、直接来所又は訪問できない場合においては郵便、電話、ファックス、電子メールで行う事ができる。

3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示を行う事とする。

4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、監理費表に基づき請求を行う事とする。

第3 求職

1 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しないものとする。

2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票により行い、申し込み方法は郵便、電話、ファックス又は電子メールにて行う事ができる。

第4 技能実習に関する職業紹介

1 団体監理型技能実習生には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、適切な職種の中からその希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう配慮するものとする。

2 団体監理型実習実施者には、その希望に適合する団体監理型技能実習生等を紹介するものとする。

3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間、税金・宿舍費等の控除額などの労働条件をあらかじめ明示するものとする。

明示の方法は、書面又は電子メール等にて提示を行う事とする。

4 団体監理型技能実習を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には紹介状を発行し、その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行う事とする。

5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介を行う事とする。

但し、求人、求職者両者のマッチングが図れない場合には、書面又は口頭にてその旨を連絡するものとし、希望期限内に成立させることを確約するものではない。

6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介を行わないこととする。

7 本事業所及び団体監理型実習実施者は、実習計画を作成し所定の認定審査を受けるものとする。

8 団体監理型実習実施者は、就職が決定した場合監理費（職業紹介費）を、明示書に基づき支払うものとする。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行うものとする。

2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行うものとする。

3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介を行う事を禁止する。

4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、且つ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させる事を禁止する。

5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定

する観点から指導を行うものとする。

6 本事業所及び団体監理型実習実施者は技能実習生の入国及び帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じる事とする。

7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めを禁止する。

8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じるものとする。

9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示する事とする。

10 技能実習の実施が困難となり、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望する場合、技能実習を本邦において継続できるよう、他の団体監理型実習実施者及び監理団体等との連絡調整を行うものとする。

11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施するものとする。

第6 監理責任者

1 本事業所の監理責任者は、事業推進部 部長 我妻征幸とする。

2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理するものとする。

(1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備

(2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

(3) 団体監理型技能実習生の保護

(4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報等の管理

(5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関する事

(6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収するものとする。

2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、明示した監理費を請求するものとする。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあつせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、

入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、監理費表に基づき請求するものとする。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、監理費表に基づき請求するものとする。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とする。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、監理費表に基づき請求を行うものとする。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とする。

第8 その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速且つ、適切に対応するものとする。

2 雇用関係が成立後、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告を行なうものとする。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告を行なうものとする。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う事とする。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わないものとする。

5 本事業所の取扱職種の範囲等は別紙のとおりとする。

6 本事業所の業務の本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づき適法且つ適切に運営されるものとする。

平成29年7月11日制定
令和 2年3月25日改定

団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等

1 農業関係(2職種6作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
1-1-1	耕種農業	施設園芸	レ
1-1-2		畑作・野菜	レ
1-1-3		果樹	レ
1-2-1	畜産農業	養豚	レ
1-2-2		養鶏	レ
1-2-3		酪農	レ

2 漁業関係(2職種10作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
2-1-1	漁船漁業	かつお一本釣り漁業	
2-1-2		延縄漁業	
2-1-3		いか釣り漁業	
2-1-4		まき網漁業	
2-1-5		ひき網漁業	
2-1-6		刺し網漁業	
2-1-7		定置網漁業	
2-1-8		かに・えびかご漁業	
2-1-9		棒受網漁業	
2-2-1	養殖業	ほたてがい・まがき養殖作業	

3 建設関係(22職種33作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
3-1-1	さく井	パーカッション式さく井工事	レ
3-1-2		ロータリー式さく井工事	レ
3-2-1	建築板金	ダクト板金	レ
3-2-2		内外装板金	レ
3-3-1	冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	レ
3-4-1	建具製作	木製建具手加工	レ
3-5-1	建築大工	大工工事	レ
3-6-1	型枠施工	型枠工事	レ
3-7-1	鉄筋施工	鉄筋組立て	レ
3-8-1	とび	とび	レ
3-9-1	石材施工	石材加工	レ
3-9-2		石張り	レ
3-10-1	タイル張り	タイル張り	レ
3-11-1	かわらぶき	かわらぶき	レ
3-12-1	左官	左官	レ

3-13-1	配管	建築配管	レ
3-13-2		プラント配管	レ
3-14-1	熱絶縁施工	保温保冷工事	レ
3-15-1	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事	レ
3-15-2		カーペット系床仕上げ工事	レ
3-15-3		鋼製下地工事	レ
3-15-4		ボード仕上げ工事	レ
3-15-5		カーテン工事	レ
3-16-1	サッシ施工	ビル用サッシ施工	レ
3-17-1	防水施工	シーリング防水工事	レ
3-18-1	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	レ
3-19-1	ウェルポイント施工	ウェルポイント工事	レ
3-20-1	表装	壁装	レ
3-21-1	建設機械施工	押土・整地	レ
3-21-2		積込み	レ
3-21-3		掘削	レ
3-21-4		締固め	レ
3-22-1	築炉	築炉	レ

4 食品製造関係 (11 職種 18 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
4-1-1	缶詰巻締	缶詰巻締	レ
4-2-1	食鳥処理加工業	食鳥処理加工	レ
4-3-1	加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
4-3-2		加熱乾製品製造	
4-3-3		調味加工品製造	レ
4-3-4		くん製品製造	
4-4-1	非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	レ
4-4-2		乾製品製造	レ
4-4-3		発酵食品製造	
4-4-4		調理加工品製造	
4-4-5		生食用加工品製造	
4-5-1	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	レ
4-6-1	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	レ
4-7-1	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	レ
4-8-1	パン製造	パン製造	
4-9-1	そう菜製造業	そう菜加工	レ
4-10-1	農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
4-11-1	医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造	

5 繊維・衣服関係 (13 職種 22 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
5-1-1	紡績運転	前紡工程	
5-1-2		精紡工程	レ

5-1-3		巻糸工程	
5-1-4		合ねん糸工程	
5-2-1	織布運転	準備工程	
5-2-2		製織工程	
5-2-3		仕上工程	レ
5-3-1	染色	糸浸染	
5-3-2		織物・ニット浸染	
5-4-1	ニット製品製造	靴下製造	
5-4-2		丸編みニット製造	
5-5-1	たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
5-6-1	婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	レ
5-7-1	紳士服製造	紳士既製服製造	
5-8-1	下着類製造	下着類製造	
5-9-1	寝具製作	寝具製作	レ
5-10-1	カーペット製造	織じゅうたん製造	
5-10-2		タフテッドカーペット製造	
5-10-3		ニードルパンチカーペット製造	
5-11-1	帆布製品製造	帆布製品製造	レ
5-12-1	布はく縫製	ワイシャツ製造	
5-13-1	座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係 (15 職種 29 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
6-1-1	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	レ
6-1-2		非鉄金属鋳物鋳造	
6-2-1	鍛造	ハンマ型鍛造	
6-2-2		プレス型鍛造	
6-3-1	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	
6-3-2		コールドチャンバダイカスト	
6-4-1	機械加工	普通旋盤	レ
6-4-2		フライス盤	レ
6-4-3		数値制御旋盤	
6-4-4		マシニングセンタ	
6-5-1	金属プレス加工	金属プレス	レ
6-6-1	鉄工	構造物鉄工	レ
6-7-1	工場板金	機械板金	レ
6-8-1	めっき	電気めっき	
6-8-2		溶融亜鉛めっき	
6-9-1	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	レ
6-10-1	仕上げ	治工具仕上げ	
6-10-2		金型仕上げ	レ
6-10-3		機械組立仕上げ	レ
6-11-1	機械検査	機械検査	
6-12-1	機械保全	機械系保全	

6-13-1	電子機器組立て	電子機器組立て	レ
6-14-1	電気機器組立て	回転電机组立て	レ
6-14-2		変圧器組立て	レ
6-14-3		配電盤・制御盤組立て	レ
6-14-4		開閉制御器具組立て	レ
6-14-5		回転電機巻線製作	レ
6-15-1	プリント配線板製造	プリント配線板設計	レ
6-15-2		プリント配線板製造	レ

7 その他 (20 職種 38 作業)

コード	職種	作業	取扱いの有無
7-1-1	家具製作	家具手加工	レ
7-2-1	印刷	オフセット印刷	レ
7-2-2		グラビア印刷	
7-3-1	製本	製本	レ
7-4-1	プラスチック成形	圧縮成形	レ
7-4-2		射出成形	レ
7-4-3		インフレーション成形	レ
7-4-4		ブロー成形	レ
7-5-1	強化プラスチック成形	手積み積層成形	
7-6-1	塗装	建築塗装	レ
7-6-2		金属塗装	レ
7-6-3		鋼橋塗装	
7-6-4		噴霧塗装	レ
7-7-1	溶接	手溶接	レ
7-7-2		半自動溶接	レ
7-8-1	工業包装	工業包装	
7-9-1	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	
7-9-2		印刷箱製箱	
7-9-3		貼箱製造	
7-9-4		段ボール箱製造	
7-10-1	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	
7-10-2		圧力鋳込み成形	
7-10-3		パッド印刷	
7-11-1	自動車整備	自動車整備	
7-12-1	ビルクリーニング	ビルクリーニング	レ
7-13-1	介護	介護	
7-14-1	リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	
7-15-1	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	
7-16-1	宿泊	接客・衛生管理	
7-17-1	RPF 製造	RPF 製造	
7-18-1	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
7-19-1	ゴム製品製造	成形加工	
7-19-2		押出し加工	

7-19-3		混練り圧延加工	
7-19-4		複合積層加工	
99-1-1	空港グランドハンドリング	航空機地上支援	
99-1-2		航空貨物取扱	
99-1-3		客室清掃	

9 移行対象職種・作業以外の取扱職種

コード	取扱職種	取扱いの有無
9-9	(職種) 食品製造 (作業) 梅製品製造、米菓製造、漬物製造、豆腐・油揚げ製造、蔬菜加工 (職種) 下水道メンテナンス (作業) 下水道メンテナンス(清掃及び維持管理)	レ

監理費表

監理団体名：東京経営管理開発事業協同組合(所在地：東京都千代田区神田須田町 1-26 芝信神田ビル 7F)

責任者 役職・氏名 事業推進部 部長 我妻征幸

監理費の種類	種別	監理費の種類	監理費 (合計額)	監理費 (技能実習生1人当り)	備考
職業紹介費 (※)	人件費	募集及び選抜に要する人件費	520,000円	27,400円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	募集及び選抜に要する交通費	10,000円	500円	年間交通費÷技能実習生数
	外国の送出機関へ支払う費用	送出機関との連絡・協議に要する費用	円	円	年間費用÷技能実習生数
		外国の送出機関へ支払う費用	円	円	協定書参照
	その他	その他(実習実施者等との連絡・協議に要する費用)	290,000円	15,300円	年間費用÷技能実習生数
	小計			820,000円	43,200円
講習費(※)	施設使用料	施設使用料	円	円	施設使用料÷受講者数
	講師及び通訳への謝金	講師謝金(法的保護講習)	円	円	講師謝金÷受講者数
		通訳謝金	円	円	通訳謝金÷受講者数
	教材費	教材費	円	円	実費
	技能実習生に支給する手当	講習手当	1,080,000円	63,500円	実費(左記は年度の平均額)
	その他	その他(日本語講習委託機関での講習費)	760,000円	89,400円	実費(左記は年度の平均額)
	その他	その他()	円	円	円
小計			1,840,000円	152,900円	
監査指導費	人件費	監査に要する人件費	35,490,000円	181,100円	人件費に係る費用配賦表による。
	交通費	監査に要する交通費	1,530,000円	7,800円	年間交通費÷技能実習生数
	その他	その他(通訳他諸経費)	15,430,000円	78,700円	年間費用÷技能実習生数
	小計			52,450,000円	267,600円
その他諸経費	()	技能実習生渡航に要する費用	4,360,000円	111,800円	実費(左記は年度平均額)
	()	送出し監理費	17,700,000円	60,000円	協定書による(左記は年額の一例)
	()	人件費・事務諸経費	2,600,000円	13,300円	人件費等に係る費用配賦表による。
	()	その他(実習計画認定申請手数料及び送料・印紙・申請取次料・技能検定及び研修会料)	5,570,000円	28,400円	実費(左記は年度平均額)
	小計			30,230,000円	213,500円
合計			85,340,000円	別紙のとおり	

※金額については例示であり、費用については適切に精算し実費を徴収します。

※技能実習生1人当たりの職業紹介費は雇用関係の成立のあっせんに係る事務が生じた技能実習生数に基づき計上する。

実習実施者1者あたりの合計額等について

(技能実習生1人当たりの監理費合計額)

「職業紹介費」43,200円＋「講習費」別途実費＋「監査指導費」267,600円＋「その他諸経費」73,300円（渡航費用及びその他は別途のため除く）
＝384,100円／年

※上記は平均的な標準額です。実習実施者により監理費用は異なるため、実際の徴収額はそれぞれ協議の上決定致します。

※原則的に「講習費」及び「その他諸経費」のうち渡航費用及びその他の項目は別途実費を頂戴致します。

（ただし事情により、実習実施者が毎月の監理費にて講習費、渡航費、印紙代、申請取次料、技能検定料等を当組合へ納入することを希望される等の場合は別途協議の上、毎月の監理費を決定させていただきます）

※コロナウイルス感染拡大防止等のため日本政府や自治体、又は送出国等が行う施策の影響等により、新たな項目の監理費が発生する場合、協議により別途に当該実費を納入頂くことがあります。

※上記の監理費合計額は1～3号まで監理費が同額のケースを想定しています。各号あるいは在留年により異なる額での納入とする場合は、別途に監理費額を協議させていただきます。

※日本語講習については、委託する日本語学校を教育効果の観点から随時選択する都合上、いくつかの学校から決定することになります。

つきましては講習費については、学校により実費徴収させて頂く項目及び金額が変わりますので、実際の徴収費用につきましては随時協議させていただきます。

本邦外講習費用につきましても、上記とは別途、派遣国や送出国機関により実費徴収させて頂く場合がありますので随時協議させていただきます。

※講習手当についての表中の額は年度の一人当たり平均額です。派遣国の法令がある場合はそれに従い、また送出国機関との協定に定められた手当額を徴収、技能実習生へ支給させていただきます。

※表中の渡航費用は平均額です。徴収額は実費となりますので、時期や国により異なります。同様に、申請取次料や技能検定費用の実費額も異なります。

※送出国監理費は派遣国の送出国機関との協定によりそれぞれ定められているため、表中額は一例です。協定書に従った実費を徴収させていただきます。